資料１

平成 28 年 3 月 16 日
第 2 回大学付属病院等のガバナンスに関する検討会

公益財団法人がん研究会のガバナンス体制

公益財団法人がん研究会

理事長　　草刈隆郎

がん研究会のガバナンス体制

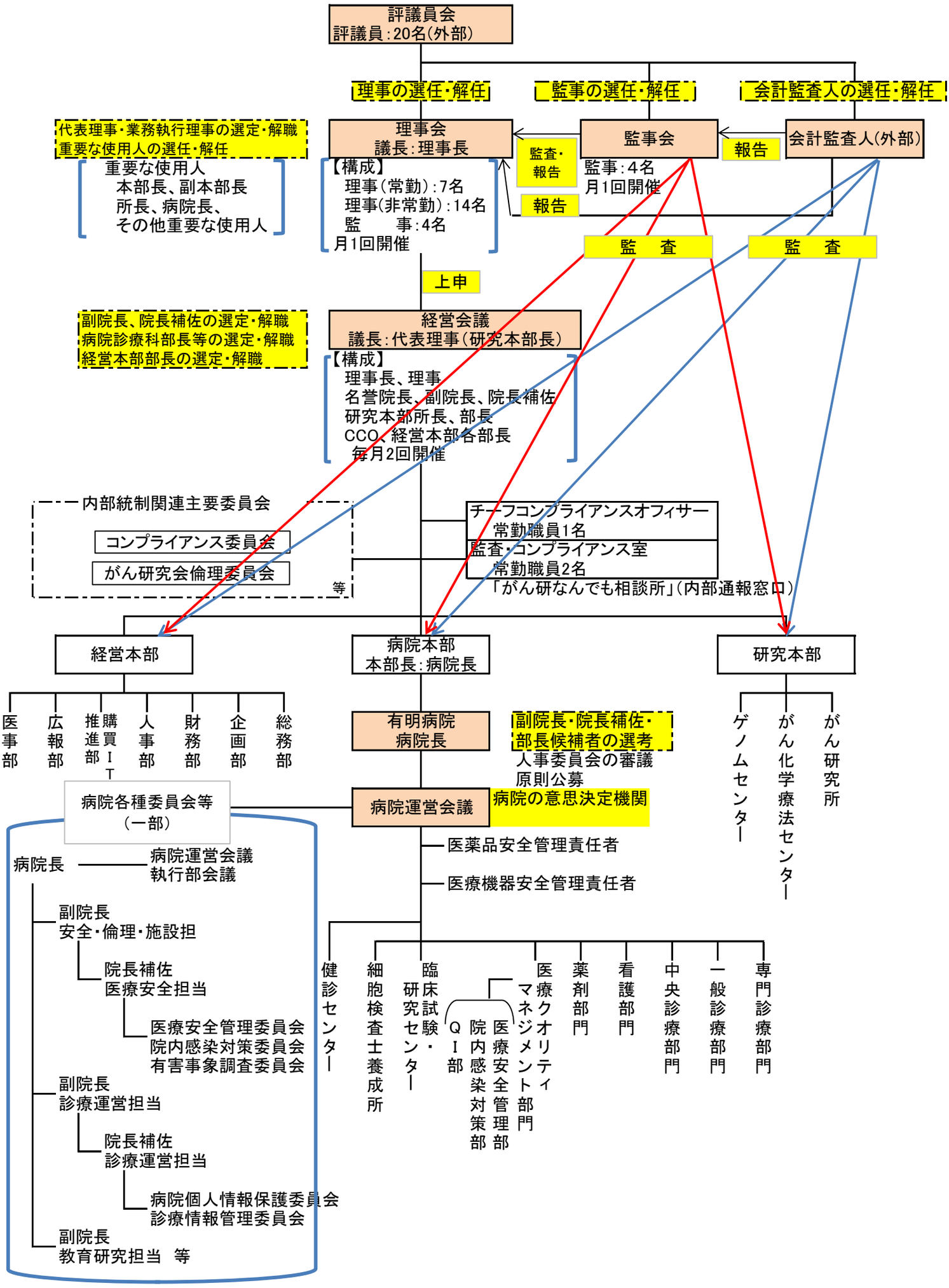

公益財団法人がん研究会定款

第１章　総　則

（名称）

第１条　この法人は、公益財団法人がん研究会（英文名：Japanese Foundation for Cancer Research）（以下、本会という。）と称する。

（事務所）

第２条　本会は、主たる事務所を東京都江東区に置く。

２　本会は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　本会は、体系的がん研究と先進的がん医療の推進を通じて、革新的ながん医療やがん予防法の開発を行うとともに、人材育成、国際交流、調査研究等の事業によりその普及を図り、がんの克服をもって人類の福祉向上に貢献することを目的とする。

（事業）

第４条　本会は、前条の目的を達成するため研究及び医療施設等を設置・運営し、国内及び海外において次の事業を行う。

（１）　がんその他の腫瘍に関する基礎から臨床までの体系的研究

（２）　がんその他の腫瘍に関する先進的な医療の推進

（３）　がんその他の腫瘍に関する調査研究及び出版等による情報発信

（４）　がんその他の腫瘍に関する検診及びがん予防に関する普及啓発

（５）　がんその他の腫瘍に関する研究の奨励及び研究活動の支援

（６）　がんその他の腫瘍に関する研究及び医療の推進又は普及のための人材の育成

（７）　がんその他の腫瘍に関する学術集会の開催及び優秀なる業績に対する表彰

（８）　がんその他の腫瘍に関する研究・医療のための国際交流

（９）　国内及び国際的な対がん運動への参加協力

（１０）　その他目的を達成するために必要な事業

（事業年度）

第５条　本会の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

理　事　会　運　営　規　則

第 1 章　総則

（目的）

第 1 条　この規則は、公益財団法人がん研究会（以下本会という。）定款第 52 条の規定に基づき、本会の理事会に関する事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

（理事会の種類）

第 2 条　理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

2 通常理事会は、毎事業年度に、2 回以上開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 定款第 45 条第 3 項第 4 号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

（理事会の構成）

第 3 条　理事会は、すべての理事をもって組織する。

第 2 章　理事会の招集

（招集者等）

第 4 条　理事会は、理事長が招集する。ただし、第 2 条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び同条第 3 項第 4 号後段により監事が招集する場合を除く。

2 理事長が事故により招集できない場合又は欠けた場合には、他の代表理事が招集する。

3 第 2 条第 3 項第 3 号による場合は、理事が、同条第 3 項第 4 号後段による場合は、監事が招集する。

4 理事長は、第 2 条第 3 項第 2 号又は同条第 3 項第 4 号前段に該当する場合は、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

5 理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

（招集通知）

第 5 条　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

別表１

理事会の決裁基準、付議決議事項及び報告事項一覧表

●:決裁事項、○:付議決議事項、■:理事会における報告事項

決裁事項・付議決議事項・報告事項	理事会
1．財団経営に関する基本事項	
1)経営に関する基本問題，方向等基本事項	
(1)組織の改正（従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止）（原則、部以上）	●
(2)コンプライアンス体制	●
(3)就業規則改正案の承認	■
2)経営全般に係わる重要な業務についての執行上の基本方針，基本計画	
(1)財団経営に関する基本方針，総合経営計画	●
(2)病院部門に関する基本方針及び基本計画	■
(3)研究部門に関する基本方針及び基本計画	■
(4)予算に関する基本方針及び予算	●
(5)資金の調達に関する基本方針及び資金調達計画	●
(6)財産の処分及び譲受	
①不動産、その他の設備・機器の取得、処分及び譲受	30億円未満3億円以上:●
②貸付金	30億円未満3億円以上:●
③出資金	30億円未満3億円以上:●
④寄付金/協賛金の拠出	3,000万円未満300万円以上:●
⑤有価証券の取得及び処分	30 億円未満 3 億円以上:●
⑥担保権設定	30 億円未満 3 億円以上:●
⑦債権放棄	3億円未満3,000万円以上:●
⑧係争案件における和解額支払又は請求額放棄	3億円未満3,000万円以上:●
⑨業務委託契約（年間）	30億円未満3億円以上:●
(7)借財	
①借入金	
ア.長期借入金	全て:●
イ.短期借入金	30 億円未満 3 億円以上:●
②不動産の貸借(解約不能期間の賃借料基準)	30 億円未満 3 億円以上:●
③リース契約(解約不能期間のリース料基準)	30 億円未満 3 億円以上:●
④保証、その他の与信	
ア.債務保証	3 億円未満 3,000 万円以上:●
イ.その他の与信	3 億円未満 3,000 万円以上:●

(8)職員給与（臨時手当／賞与を含む）その他の重要な労働条件並びに重要な労働に関する事項	●
(9)比較腫瘍学常陸宮賞委員会の運営に関する重要事項	■
(10)人事事項（特別顧問及び理事会運営規則に記載の職名）	●
(11)人事事項（理事会運営規則に記載のない職名のうち、顧問及び部長以上）	■
(12)重要な委員会の委員の任免	●
(13)特許に関する重要な事項	●
(14)募金に関する重要な事項	●
2. 評議員会への付議事項	●
3. その他重要な業務に関する事項	
1)他病院・機関との重要な提携及び契約	●
2)重要な契約の解除	●
3)土地の賃貸	●
4)上記以外の財団財産に重要な影響を与えるもの	●
4. 規則・規程の制定又は改廃	
1)評議員会運営規則	○
2)理事会運営規則	●
3)経営会議規程	●
4)その他重要な規則・規程	●

経営会議規程

第１章　総　則

第１条（趣　旨）

この規程は、理事会運営規則第１５条（８）⑪の規定に基づき設置された経営会議の組織運営並びにその事務運営について定める。

第２条（目的及び性格）

経営会議は、代表理事が財団業務を統括するに当たり、財団経営に関する基本事項及び重要な個別業務の執行に関する事項を協議する。

第３条（構　成）

経営会議は、代表理事、業務執行理事、本部長、副本部長のほか、副院長、看護部長および研究本部より推薦を受けた者1名をもって構成する。

２　上記構成員に加え、CCO、その他代表理事が必要と認めた者は原則として出席するものとする。

３　上記以外の全ての理事・監事は、経営会議に出席することができる。

４　経営会議において必要と認められる場合はオブザーバーの参加を求めることができる。

第４条（開　催）

経営会議は、原則として毎月２回開催する。ただし、必要があるときは随時開催する。

第５条（会議及び招集）

経営会議は、常勤の代表理事が招集し、議長となる。

２　常勤の代表理事が事故により招集できない場合又は欠けた場合には、予め経営会議において定めた順序により、他の構成員が代行する。

３　常勤の代表理事が不在のときは、予め常勤の代表理事が指名した他の構成員がその職務を代行する。

４　経営会議は、構成員の３分の２以上の出席を必要とする。

５　緊急を要する事項でやむをえない場合は、構成員に持ち回りを行い、これをもって経営会議の開催に代えることができる。

第６条（付議事項）

経営会議に付議する事項は、別表１のとおりとする。

第７条（付議事項の提出及び説明）

前条の付議事項の提出及び説明は、各本部長またはそれに代わる者が行う。ただし、構成員がこれを行うことを妨げない。

第８条（構成員の役割）

担務を定められた構成員は、その範囲の業務について全般的観点から各部門長に対し助言を与えるとともに、その範囲の付議事項について協議の円滑な推進を図るものとする。

第９条（決議要件）

経営会議の決議は、議決に加わることのできる構成員の３分の２以上の多数をもって行い、決議された案件に関しては決裁権限に基づき主宰する代表理事が決定する。

別表１

経営会議決裁基準、付議決議事項及び報告事項一覧表

●:決裁事項、○：理事会への付議決議事項、■：経営会議における報告事項

決裁事項・付議決議事項・報告事項	経営会議
1. 財団経営に関する基本事項	
1)経営に関する基本問題，方向等基本事項	
(1)組織の改正（従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止）（原則、部以上）	○
(2)組織の改正（上述の組織以外：課以下）	●
(3)コンプライアンス体制	○
(4)就業規則改正案の承認	●
2)経営全般に係わる重要な業務についての執行上の基本方針，基本計画	
(1)財団経営に関する基本方針，総合経営計画	○
(2)病院部門に関する基本方針及び基本計画	●
(3)研究部門に関する基本方針及び基本計画	●
(4)予算に関する基本方針及び予算	○
(5)資金の調達に関する基本方針及び資金調達計画	○
(6)財産の処分及び譲受	
①不動産、その他の設備・機器の取得、処分及び譲受	3億円未満かつ一定の金額のもの（一定の金額については別途定める）:○
②貸付金	3 億円未満かつ一定の金額のもの（一定の金額については別途定める）:○
③出資金	3 億円未満かつ一定の金額のもの（一定の金額については別途定める）:○
④寄付金/協賛金の拠出	300万円未満かつ一定の金額のもの（一定の金額については別途定める）:○
⑤有価証券の取得及び処分	3 億円未満かつ一定の金額のもの（一定の金額については別途定める）:○
⑥担保権設定	3 億円未満かつ一定の金額のもの（一定の金額については別途定める）:○
⑦債権放棄	3,000万円未満かつ一定の金額のもの（一定の金額については別途定める）:○
⑧係争案件における和解額支払又は請求額放棄	3,000万円未満かつ一定の金額のもの（一定の金額については別途定める）:○
⑨業務委託契約（年間）	3億円未満かつ一定の金額のもの（一定の金額については別途定める）:○
(7)借財	
①借入金	
ア.長期借入金	○
イ.短期借入金	3億円未満かつ一定の金額のもの（一定の金額については別途定める）:○
②不動産の貸借(解約不能期間の賃借料基準)	3 億円未満かつ一定の金額のもの（一定の金額については別途定める）:○

③リース契約(解約不能期間のリース料基準)	3 億円未満かつ一定の金額のもの（一定の金額については別途定める）：○
④保証、その他の与信	
ア.債務保証	3,000 万円未満かつ一定の金額のもの（一定の金額については別途定める）：○
イ.その他の与信	3,000 万円未満かつ一定の金額のもの（一定の金額については別途定める）：○
(8)職員給与（臨時手当／賞与を含む）その他の重要な労働条件並びに重要な労働に関する事項	○
(9)比較腫瘍学常陸宮賞委員会の運営に関する重要事項	●
(10)人事事項（特別顧問及び理事会運営規則に記載の職名）	○
(11)人事事項（理事会運営規則に記載のない職名のうち、顧問及び部長以上）	●
(12)人事事項（課長人事）	■
(13)重要な委員会の委員の任免	○
(14)特許に関する重要な事項	○
(15)募金に関する重要な事項	○
2. 理事会への付議事項（定款45条3項を除く）	●
3. 評議員会への付議事項	○
4. その他重要な業務に関する事項	
1)他病院・機関との重要な提携及び契約	○
2)重要な契約の解除	○
3)土地の賃貸	○
4)上記以外の財団財産に重要な影響を与えるもの	○
5. 規則・規程の制定又は改廃	
1)評議員会運営規則	○
2)理事会運営規則	○
3)経営会議規程	○
4)その他重要な規則・規程	○

職員就業規則

第1章　総則

（適用範囲）

第1条　この規則は公益財団法人がん研究会（以下、本会という。）職員（第4条により採用された職員及び次項に規定する嘱託職員等）に適用する。

2　この規則における「嘱託職員等」とは次の職員をいう。

（1）嘱託職員

（2）契約職員

3　前項にかかわらず、非常勤職員（一日の勤務時間が第24条に定められた勤務時間に達しない者、又は第31条の休日以外に勤務しない日がある者をいう。）はこの規則を適用しない。

（法令との関係）

第2条　本規則に明示されていない事項については法令の定める基準を以て行う。

第2章　人事

（基準）

第3条　本規則の基準により、職員の採用、異動、休職、解職、賞罰その他の人事管理を行う。

（職員の採用）

第4条　審査による品性、技能及び健康状態を調査した報告に基づき、職員の採用を決定する。

（被採用者の提出書類）

第5条　新たに採用された職員は採用の日から一週間以内に(1)住民票記載事項証明書(2)誓約書等の書類を取揃え提出しなければならない。

（試用期間）

第6条　新たに採用された職員には原則として6ヵ月間の試用期間を置く。ただし、その期間は勤続年数に通算される。

2　嘱託職員は試用期間を置かない。

（異動）

第7条　職員に対し、業務の都合により職場の異動または出向を命ずることがある。命ぜられた職員は異動先または出向先に勤務しなければならない。

（休職の事由）

第8条　業務外の負傷又は疾病に罹りたる者が欠勤した場合、年次有給休暇消化の翌日から

↓

第9章　秩序維持

第51条　職務上の遵守義務　が最終条

賞罰規程

第１章 総 則

（目的）

第１条 この規程は、公益財団法人がん研究会（以下「本会」という。）の就業規則第１条に定める全職員（以下「職員」という。）の表彰及び懲戒に関する事項を定める。

第２章 表 彰

（表彰）

第２条 職員及びチームが次の各項の一に該当するときは、第３条の規定に基いて表彰する。

（１） 品行方正、技能優秀にして業務に熱心、職員の模範とするに足る者

（２） 研究及び発見等により社会的功績をあげ、本会の名誉を昂揚せる者

（３） 事故・災害を未然に防止し、又事故・災害に際し特に功績のあった者

（４） 業務上有益な創意工夫、改善を行い、会の運営に貢献した者

（５） 正職員として勤続１０年及び勤続２５年、その他表彰に値する善行のあった者

（６） 本会の業績に特に貢献の高かったチーム

（表彰の授与）

第３条 前条の表彰は、本部長の推薦を得て理事長が決定し、その都度これを行う。

第３章 懲 戒

（懲戒）

第４条 本会の健全な発展と職場秩序の維持を図るため、職員が第６条、第７条、第８条及び第９条の各号の一に該当するときは、第５条及び第４章の各条の規定に基いて懲戒する。ただし、反則が軽微であるか、特に情状酌量の余地があるか、又は改悛の情が明らかに認められるときは、懲戒を免じ、訓告又は厳重注意に止めることができる。

（懲戒の種類）

第５条 懲戒は次の６種類とする。

（１） 懲戒解雇

行政官庁の認定を受けた場合は、予告期間を設けることなく即時解雇する。ただし、行政官庁の認定を受けないときは、平均賃金の３０日分を支払って即時解雇する。退職金は支給しない。

（２） 諭旨退職

〈 23 条 迄 〉

平成27年度　がん研有明病院委員会等構成について(27年7月1日改正)

2015/5/24運営会議承認

委員会の開催について
1. 委員会の開催に当たっては、事前に決定すべきこと、報告で済むことなどを把握し、極力短時間で効率的な開催が行えるように努めること。
2. 報告事項は、メール等の活用により省力化を図り、審議時間の確保を図ること。

		管轄する委員会委員会名	管轄する組織名	委員会委員長、組織の部長	委員会庶務担当
病院長		病院運営会議		病院長	総務課
		診療部長会議		病院長	総務課
		病院管理者連絡会議		病院長	総務課
		経営改善委員会		病院長	医療戦略ユニット
副院長 (安全・倫理・施設担当)		病院施設有効利用委員会		副院長・麻酔科部長	購買・施設課
		がん診療連携拠点委員会		副院長・麻酔科部長	総務課
		病院倫理委員会		呼吸器センター長	総務課
		中央手術部運営委員会	中央手術部	肝・胆・膵外科部長	入院医事課
		集中治療部(ICU)運営委員会	集中治療部	集中治療部長	入院医事課
		救急部運営委員会	救急部	副院長・麻酔科部長	外来医事課
院長補佐 (医療安全担当)		医療ｸｵﾘﾃｨﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｾﾝﾀｰ会議	医療ｸｵﾘﾃｨﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｾﾝﾀｰ	副院長・麻酔科部長	医療QMC事務室
	法	院内感染対策委員会	院内感染対策部	院内感染対策部長	医療QMC事務室
	法	医療安全管理委員会	医療安全管理部	院長補佐・医療安全管理部長	医療QMC事務室
		有害事象調査委員会(事案に応じて)		副院長・麻酔科部長	医療QMC事務室
		QI委員会	ｸｵﾘﾃｨｲﾝﾌﾞﾙｰﾌﾟﾒﾝﾄ部	呼吸器内科部長	医療QMC事務室
	法	医療機器安全管理委員会		頭頸科副部長・MEセンター長	購買・施設課
	法	医療ガス安全・管理委員会		頭頸科副部長・MEセンター長	購買・施設課
	法	医療廃棄物管理委員会		歯科部長	購買・施設課
副院長(診療運営担当)		病棟・外来運営委員会		副院長・整形外科部長	入院医事課
		医療機器整備計画検討委員会		副院長・整形外科部長	医療情報課
	法	薬事審議委員会		消化器内科部長	入院医事課
院長補佐 (診療運営担当)	法	病院個人情報保護小委員会		呼吸器センター長	総務課
	法	臨床検査センター検査適正化委員会	臨床検査センター	総合診療部長	外来医事課
			放射線治療部	院長補佐・放射線治療部長	
			画像診断センター	画像診断センター長	
	法	診療情報管理委員会	診療情報管理室	院長補佐・放射線治療部長	がん登録室
			内視鏡診療部	内視鏡診療部長	
			遺伝子診療部	遺伝子診療部長	
			臨床病理センター	臨床病理センター長	
院長補佐 (診療運営担当)	法	輸血療法委員会	輸血部	院長補佐・泌尿器科部長	入院医事課
		IC委員会		頭頸科部長	外来医事課
	法	栄養・NST委員会	栄養管理部	胃外科部長	入院医事課
		クリニカルパス委員会		食道外科部長	入院医事課
		診療材料委員会		院長補佐・泌尿器科部長	購買施設課
			滅菌材料室	院長補佐・泌尿器科部長	
			細胞検査士養成所	細胞診断部長	
副院長(教育研究担当)	法	治験倫理審査委員会		消化器内科上部消化管内科部長	治験事務室
	法	医学系研究倫理審査委員会		院長補佐・総合腫瘍科部長	治験事務室
		Scientific Review Board		副院長・消化器センター長	総務課
院長補佐(教育担当)	法	研修管理委員会		血液腫瘍科担当部長	教育・研修課
	法	レセプト委員会		医療連携部長	外来医事課
	法	DPCコーティング委員会		医療連携部長	入院医事課
		化学療法部運営委員会	化学療法部	院長補佐・総合腫瘍科部長	入院医事課
		臨床試験部運営委員会	臨床試験部	院長補佐・総合腫瘍科部長	治験事務室
院長補佐(研究担当)		学術・臨床研究部運営委員会		院長補佐・乳腺センター長	総務課
	法	先進医療評価委員会		院長補佐・乳腺センター長	総務課
院長補佐(看護担当)	法	患者サービス委員会		院長補佐・泌尿器科部長	外来医事課
	法	緩和ケアセンター運営委員会	緩和ケアセンター	副院長・整形外科部長	入院医事課
	法	褥瘡対策委員会		医療連携部長	入院医事課
			リハビリテーション部	副院長・整形外科部長	
			フォトセンター	肝・胆・膵外科部長	
院長補佐(薬剤担当)			薬剤部	院長補佐・薬剤部長	

「法」は法令、施設基準等で設置が定められている委員会

平成27年度 公益財団法人がん研究会 委員会

■ コンプライアンス委員会

内容	コンプライアンス推進のための合意形成を加速するため、内部統制とコンプライアンスに係わる事項を一元的に取り扱う。
開催頻度	原則、月1回。必要に応じて、臨時委員会を開催。
委員長	経営本部長・常務理事

■ 倫理委員会

内容	がん研究会が必要とする倫理関係の基本的事項を審議する。
開催頻度	随時（必要の都度）
委員長	東京大学医学部教授

■ 遺伝子治療臨床研究に関する審査委員会

内容	遺伝子治療臨床研究に関する審査
開催頻度	随時（必要の都度）
委員長	選考中

■ ヒトゲノム・遺伝子解析研究倫理審査委員会

内容	新規ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する審議
開催頻度	随時（必要の都度）
委員長	がん研究所副所長・発がん研究部長

■ 研究者倫理委員会

内容	研究者として望ましくない行為に対応し、またそれを防止する。
開催頻度	随時（必要の都度）
委員長	病院本部長・病院長・常務理事

■ 医学系研究倫理審査委員会

内容	医学系研究に係る倫理審査
開催頻度	月1回
委員長	院長補佐・総合腫瘍科部長

■ 遺伝子組換え実験安全委員会

内容	遺伝子組換え実験の計画および実施並びに遺伝子組換え生物等の運搬及び保管に関し、安全な実験の実施等を図る。
開催頻度	随時（必要の都度）
委員長	実験病理部長

■ 動物実験安全委員会

内容	動物実験等の適正な実施に関する業務を検討する。
開催頻度	随時（必要の都度）
委員長	がん生物部長

■ COI委員会

内容	利益相反の防止に関する施策の検討・実施
開催頻度	月1回
委員長	遺伝子診療部長

■ 広報委員会

内容	がん研における広報戦略についての検討・実施
開催頻度	随時(必要の都度)
委員長	消化器外科・肝胆膵外科部長

■ 個人情報保護委員会

内容	個人情報の保護推進
開催頻度	随時（必要の都度）
委員長	経営本部長・常務理事

■ 労働安全衛生委員会
内容　職員の健康の保持及び増進を図る。
開催頻度　月1回（第4木曜日）
委員長　経営本部長・常務理事

■ 労働時間委員会
内容　職員の適正な労働時間の管理、改善を図る。
開催頻度　4半期に1回（4・7・10・1月 第4木曜日）
委員長　経営本部長・常務理事

■ 職員QOL会議
内容　就業規則改定内容の検討、労働条件改定内容の検討、人事政策・人事諸制度全般の運用に関する意見聴取、36協定・裁量労働制に関する協定の検討
開催頻度　適宜
委員長　人事部長

■ 処遇改善委員会
内容　職員の処遇改善に関する審議
開催頻度　月１回程度
委員長　名誉院長・理事

■ 懲戒委員会
内容　賞罰規程に基づく懲戒の審議
開催頻度　随時（必要の都度）
委員長　副院長・整形外科部長

■ 福利厚生委員会
内容　福利厚生に係る実施計画の審議
開催頻度　年に１回に加え、必要に応じて随時
委員長　人事部長

■ 放射線安全委員会
内容　放射線安全管理に関する審議
開催頻度　年２回（6月・12月）
委員長　総務部長

■ 防火・防災委員会
内容　災害を防止し、安全かつ適切な防災体制を確立する。
開催頻度　随時（必要の都度）
委員長　病院本部長・病院長・常務理事

■ 省エネ推進委員会
内容　省エネに関する対策及び推進
開催頻度　随時（必要の都度）
委員長　総務部長